

被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）

【新設】

【制度の概要】

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

【対象者】

九州地方に所在する、平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者

【対象経費】

商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用

【補助率】

2 / 3

【補助上限額】

200万円（熊本県・大分県に所在する事業者）

100万円（福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者）

【募集期間】

受付開始：平成28年5月31日（火）

第1次受付締切：平成28年6月24日（金）〔締切日当日消印有効〕

第2次受付締切：平成28年7月29日（金）〔締切日当日消印有効〕

*第1次受付締切日の翌日以降の消印の申請書類は、第2次受付分として受けます。

57

【お問い合わせ先】

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

【よくあるご質問】

Q1：どの程度、地震の影響を受けていれば補助対象者になりますか。

A1：建物の損壊など直接的な被害はもとより、取引の被災による発注の減少や、旅行キャンセルによる観光客の減少などによって売上が減少している場合も対象になります。

直接被害の場合、罹災証明・被災証明の写しや、被害状況が分かる写真を添付していただきます。間接被害の場合は経営計画書中の所定欄に状況を記載していただきます。

Q2：すでに実施してしまった事業についても、対象になりますか。

A2：対象になりません。ただし、1次〆切で採択された案件に限り、交付決定日に関わらず、公募開始日（5月31日）以降に発生した費用が補助対象となります。この場合も、補助金を受けるには、支出実績が確認できる書類を保管しておく必要がありますのでご注意ください。

Q3：すでに平成27年度補正予算事業に申請していますが、本事業への申請は可能ですか。

A3：申請は可能です。その場合、平成27年度補正予算事業は取下げ扱いになり採択されません。

Q4：店舗の設備や備品が壊れたのですが、これらを新たに買い揃えるための費用は対象になりますか。

A4：単なる復旧・買換えに対する費用は対象になりません。新たな販路開拓のための工夫があれば対象となります。